

家族信託の検討から 実行まで

1. 信託内容を検討する（信託設計：基本検討事項の決定）

（1）検討すべき内容

① 信託の目的

⇒ 何の為に信託をするのか

② 財産を誰に託したいのか

⇒ 財産を託せる信頼できる人がいるか

③ どの財産を託すのか

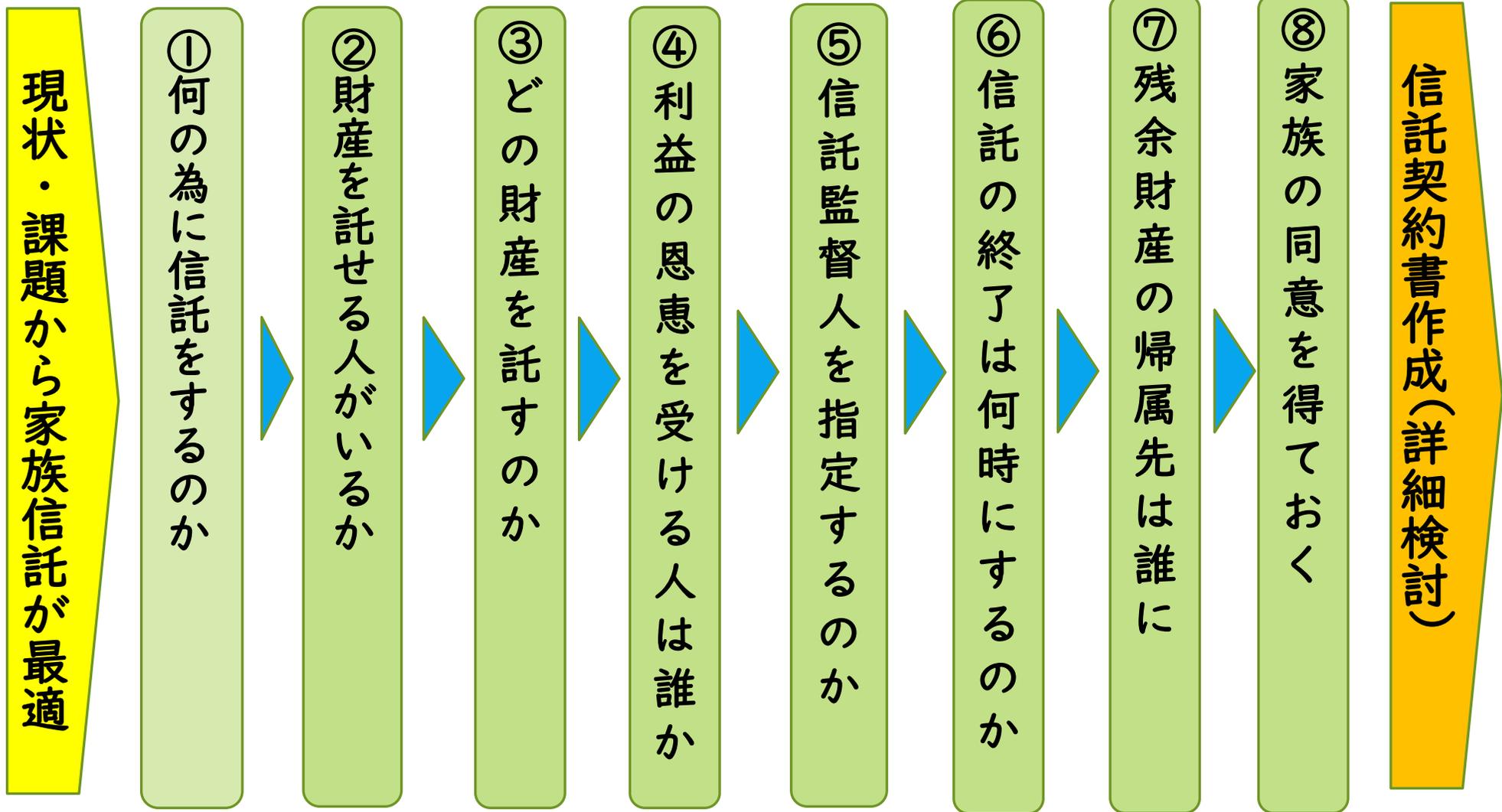
⇒ 財産全てか一部の特定財産か

④ 受益者を誰にするのか

⇒ 利益の恩恵を受ける人を誰にするのか

- ⑤ 信託監督人を指定するのか
⇒ 託された人の管理をチェックする人を指定するのか
- ⑥ 信託の終了
⇒ 信託の終了をどのような場合にするのか
- ⑦ 残余財産の帰属先
⇒ 終了した場合、誰に残余財産を帰属させるのか
- ⑧ 家族の同意を得ておく
⇒ 家族の協力と受託者の権限などについて理解を得ること

(2) 信託内容の検討（基本検討・信託設計）の流れ



2. 信託契約書（条文化）を作成する。

（1）家族信託の目的を定める

家族信託では、信託契約に定めた**信託目的に応じて、財産の管理人（受託者）が財産を運営することになります。**

家族信託を成功させるためにはこの目的の設定が最も重要なパートとなります。

- （例）
- ・ 認知症の両親の介護費用を工面するための財産管理
 - ・ 障害をもつ子どもの財産管理と生活費の支給のため
 - ・ 遺産分割のトラブル防止のため

（2）財産管理人（受託者）を決める

受託者は、信頼できる子供等が多い。大切なことは、財産を預ける親だけでなく、家族全員が納得のできる人を選ぶことです。

(3) 信託財産を決める

財産の管理人（受託者）に委託する財産の金額、種類を定めます。

(4) 利益を受け取る人（受益者）を定める

財産から得られる利益を受け取る人を決める。

財産から得られる利益を受け取る人（受益者）が亡くなった後も、次の利益の受け取る人をあらかじめ定めておけば、家族信託を継続することが可能です。

(5) 信託監督人の指定

財産管理人（受託者）の財産管理状況の監視・監督を、財産を預けた委託者に代わって行う者（信託監督人）を指定できます。

(6) 受益者代理人の指定

預けた財産から生じる利益を受け取る**受益者が権利を行使できない時**に、受益者にかわって権利を行使する権限を与えた者（受益者代理人）を指定できます。

(7) 信託の終了事由を決める

通常、財産から得られる利益を受け取る人が亡くなった時点で終了とすることが多いのですが、利益を受け取る権利が引き継がせる場合は、**最終的な利益を受け取る権利を有する者が亡くなった時点**で終了とさせます。（最長期間：信91条）

(8) 信託終了時の残余財産の帰属者の指定

残余財産受益者及び帰属権利者を指定します。この場合、**遺留分にも配慮**することが望ましい。

信託契約に残余財産が誰に帰属するのかが規定されていない場合には、委託者（またはその相続人）に帰属します。

(9) 家族の同意を得る

家族信託を検討するにあたっては、家族全員の同意を得ることが欠かせません。**契約後のトラブルを避けるためにも同意を取ることが必要です。**

(10) 金融機関に相談する

- ① 信託口座を開設するにあたって、契約（案）を提示し、確認をとること。

信託財産に現金がある場合には、現金を管理する信託口座を作成します。契約書（案）が出来上がった段階で、銀行に契約内容案をチェックしてもらい、口座作成が可能かどうか打診します。

公正証書にする前に銀行に相談し、確認を取っておくことが必要です。

② 信託する不動産に担保が設定されている場合

金融機関に借入れをした際に抵当権を設定されている場合、信託不動産の名義を変更することとなるため、あらかじめ相談し、確認を取ることが必要です。

(11) 公正証書として信託契約書を作成する。

① 公正証書（案）を作成する

② 必要な書類を準備する

③ 公証役場に出向いて公正証書を作成する

*費用（財産価格に応じて手数料が決定）

例えば不動産の場合、定資産税評価額が8,000万円の不動産の場合、手数料は43,000円となります。

⑫ 信託設計に基づく契約書作成（公正証書）の流れ

信託設計に基づき

① 家族信託の目的を定める

② 財産管理人（受託者）を決める

③ 信託財産を決める

④ 受益者を決める

⑤ 信託監督人の指定

⑥ 受益者代理人の指定

⑦ 信託終了事由を決める

⑧ 残余財産の帰属先を決める

⑨ 金融機関に相談する

⑩ 公正証書として信託契約作成

信託登記・信託口座開設等の手続

3. 不動産の信託登記を行う

信託財産に不動産がある場合には、その不動産の登記簿謄本に信託財産である旨の登記を入れます。

4. 銀行で信託専用口座を作成する

公正証書を作成する前の案段階の契約書で口座開設可能であることを確認を取った後、信託口座を開設する。口座開設には費用がかかります。